



一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県安八郡安八町東結1092番地の1

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

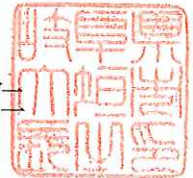
株式会社 名晃

代表取締役 峠 テル子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明する。

令和6年4月1日

大垣市長 石田 仁



記

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う一般廃棄物の種類

- ・一般廃棄物（特別管理一般廃棄物は除く）
- ・特定家庭用機器廃棄物

2. 許可期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 許可区域

- ・大垣地域（大垣市全域から上石津地域及び墨俣地域を除く）
- ・墨俣地域

4. 許可条件

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の規定により、営業用の施設及び器材器具につき、市長が検査を行う場合は、あらゆる便宜を与えなければならない。
- (2) 作業中、収集運搬業者は標識となるものを見やすい場所に掲示していなければならない。
- (3) その他収集運搬については、関係法規を遵守するのはもちろん、市長の指示に従わなければならない。
- (4) 積み替え保管については申請書に記載のあるとおりとする。

